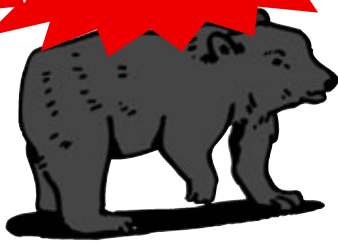


相次ぐクマの出没



対処難しく、住民に不安

村内でクマ（ツキノワグマ）の出没や被害が相次いでいます。クマは保護動物とされていることから、対応は追い払いが原則。茂市地区では物置に進入するなど、事態は深刻。地域住民の不安は募るばかりです。

茂市で物置に侵入

村では、5月10日に黒崎地区で民家脇のニワトリ小屋がクマに壊され、10羽が食べられるという被害がありました。その後もニワトリやトウモロコシが食べられたり、ゴミハウスが壊されたりと、昨年に比べ確実にクマの行動範



物置のドアに付いた引っかき傷



リュックサックに付いた25センチほどの足跡



クマが侵入した時の様子（再現）

囲が広がっています。

特に出没が多いのは茂市、芦渡地区。「家の軒下を毎日のように歩いた跡がありま

す」「茂市のトウモロコシ畑はほとんど荒らされました」との声がありました。

を外してクマが進入。中を物色しジューズの空き缶を袋ごと持って行った事件もありました。「物置の壁や自宅の玄関にまで引っかき傷がありました」と襲野さん。「食べる物がなくなれば家の中に入るのでは」「ここに住んで50年以上になりますが、今年のようなことはなかったです」と不安を隠せない様子でした。

「クマ」は保護動物

県の「ツキノワグマ保護管理計画（平成15年4月1日～同19年3月31日の4年間）」によると、県内に生息するツキノワグマは国際的にも絶滅の恐れのある地域個体群とされ、捕獲数と生息域の適切な管理をしなければ、生息状況が悪化すると考えられています。一方、ツキノワグマによる人身被害や農林業被害などが社会問題となっていることから適切な被害防除対策も緊急の課題とし、啓発活動などを行っています。

「追い払い」が原則

同管理計画では捕獲について

て、ツキノワグマが人や農畜産物などへの害性を現すときは、原則として「追い払い」での対応としています。

ただし、日常生活の範囲内で人身に被害があつた場合（山菜・キノコ採りなどは除く）、学校・病院などの敷地内に出没するなど緊急時として捕獲することができるとされています。つまり被害がなければ「追い払い」が原則とされているのです。

住民の皆さんは爆竹を鳴らしたり、残飯は出さないよう気を付けるなど、できる限りの対応をしています。頻繁に出没する地区では家から外に出るときもクマが居ないか確かめながら慎重な行動を取っています。

クマの出没に頭を悩ませる役場農林商工課では「クマは保護が優先で追い払いが原則なので対応策が難しいのが現状です。これまで、人的被害がなくてホッとしています。これからキノコ採りなどで山へ入る際は、十分気を付けてください。またクマを目撃したら役場までご連絡ください」と呼び掛けています。